

「京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業」 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業」企画・運營業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 事業の趣旨及び目的

京都においてスタートアップの創出・成長やイノベーション創発を加速させるためにも、「人・企業・資金」を継続的に京都に呼び込み、好循環を生み出すスタートアップ・エコシステムを充実させる必要がある。

京都の現状においては、技術系の人材は多いものの、有望な研究シーズを事業化し、企業経営や財務運営を行う、いわゆるCEO（最高経営責任者）やCOO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）といった経営者の候補人材が少ないことが課題となっている（※）。

また、資金調達の総額は東京の約20分の1となっており、特にステージA、B以降に必要な大型の資金調達環境の整備が課題となっている。

本事業では、東京・京都での交流イベントの開催や会員サロンの形成、大学におけるセミナーの実施等を通じて、世界的なネットワークを持つ首都圏のベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）や金融機関、支援機関等と、京都のVCや大学、支援機関等との、支援者同士の経常的なネットワークを構築することで、首都圏のVC等が有する国内外の人や企業とのつながり・資金力等の資源を京都へ呼び込み、京都の大学研究者やスタートアップ等の経営人材・資金調達につなげる。

※ 令和6年4月日銀レビュー【京都におけるスタートアップの現状と取り組み】より

https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2024/data/rev24j04.pdf

<本事業の狙い、期待する成果について>

- VCは、投資先を判断するうえで、投資先に優れた起業家や経営人材が在籍しているか、チームとして機能しているか、を非常に重要視している。そのため、VC独自のネットワークから投資先に経営人材を紹介することもあり、そうしたサポートも役割の一つとなっていることから、経営人材の確保と資金調達の関係は非常に深いものと認識している。
また、VC間で協調して投資をすることが多く、情報交換も頻繁に行うなど、VC同士のつながり・補完関係も重要視している。
- 一方で、京都のスタートアップ関係者にヒアリングを行ったところ、「京都のVCと首都圏のVCとのつながりは意外に薄く、京都と東京のネットワーク強化が課題」との声があり、経常的な関係性の構築が必要であると考えている。
- VCのみならず、金融機関、大企業、支援機関等の首都圏の支援者と京都の支援者とのネットワークを構築することで、首都圏の支援者がバックグラウンドに持つ豊富な人脈や資金力等を京都に呼び込みたいと考えている。
- まずは、京都の強みでもある大学発ベンチャー創出促進に向け、有望な研究シーズの事業化に積極的な経営人材とのネットワークを持つ首都圏の支援者等を中心に関係を構築していきたい。

4 委託内容

本業務は、上記3（目的）の達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。事業の趣旨・目的を実現するために追加すべき取組がある場合は、積極的に提案するとともに、本市と協議のうえ、必要に応じて実施するものとする。

(1) 実施内容

ア 東京における交流イベントの開催（計2回開催）

- ・企画・スケジュールの作成
- ・招待者の選定、参加者ネットワーク・関係者リスト作成
- ・会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・当日の会場設営、運営（必要な資材等の調達、受付、会場整理など）
- ・大学研究者等によるピッチ、講演等の録画
- ・参加者へのアンケート調査及び集計の実施

イ 京都における交流イベントの開催（1回開催）

- ・企画・スケジュールの作成
- ・招待者の選定、参加者ネットワーク・関係者リスト作成
- ・会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・当日の会場設営、運営（必要な資材等の調達、受付、会場整理など）
- ・大学研究者等によるピッチ、講演等の録画
- ・参加者へのアンケート調査及び集計の実施

ウ 会員サロンの形成

- ・企画・スケジュールの作成
- ・参加者の募集、情報の管理
- ・会員サロンの設立
- ・参加者を中心に、各VCや支援機関等が有するネットワーク・関係者のリスト作成

エ 京都の大学における研究シーズ発掘・起業セミナーの開催（2回以上開催）

- ・企画・スケジュールの作成
- ・会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・当日の会場設営、運営（必要な資材等の調達、受付、会場整理など）
- ・大学の研究者や大学の産学公連携担当事務局等向けの起業セミナーの開催
- ・有望な研究シーズや起業に興味のある研究者等の抽出、選抜

(2) 実施内容に係る留意事項

事業内容の検討にあたっては、京都における経営人材の確保・大型の資金調達の実現を目的とした、首都圏と京都の支援者同士のネットワーク構築につながる内容とすること。

特に京都の大学発ベンチャーの創出、ディープテック系スタートアップの成長を目的とし、京都への人・企業・資金等の呼び込みにつながる内容について提案すること。

ア 東京における交流イベントの開催

- ・交流イベント（2回開催）は、それぞれ別日とすること。

- ・開催時期は、1回目は令和6年11月、2回目は同年12月を目安とすること。
- ・1回当たりの目標参加人数は、首都圏と京都の関係者を合わせて、50人～150人程度とし、招待制とすること。
- ・1回あたりの開催は3時間以上とすること。
- ・招待する関係者は各回で異なっても構わない。
- ・各回で実施する内容は、本事業の趣旨・目的を踏まえ提案し、本市と調整のうえ決定すること。特に「1対1」ではなく、「多対多」が交流・情報交換を行い、マッチングの可能性や継続性を高める工夫・内容について提案すること。
- ・実施したアンケート結果は事業報告書に記載すること。アンケートの項目等については、委託契約後、受託者が作成し、両者協議の上、詳細を決定する。
- ・参加者ネットワーク・関係者リストは、本市職員や支援機関等が新たなネットワークの構築やスタートアップの創出・成長支援に活用することを想定し、各VCや支援機関等の協力も得ながら作成すること。

<想定>

■参加者

- ・首都圏：VC・投資家、金融機関、支援機関・インキュベーション施設関係者等
- ・京都：大学・研究者、ディープテック系スタートアップ、VC・投資家、金融機関、支援機関等

■内容

- ・京都の有望な大学研究シーズの発表
- ・京都の大学発ベンチャー・ディープテック系スタートアップによるピッチ
- ・京都に縁のあるVCや著名な関係者等による講演
- ・交流会等

イ 京都における交流イベントの開催

- ・開催時期は、令和7年1月を目安とすること。
- ・1回当たりの目標参加人数は、首都圏と京都の関係者を合わせて、50人～150人程度とし、招待制とすること。特に前2回の東京開催時の参加者を中心に、京都の大学関係者、スタートアップ、支援機関等との関係性強化を目的とする。
- ・1回あたりの開催は3時間以上とすること。
- ・実施する内容は、本事業の趣旨・目的を踏まえ、本市と調整のうえ決定すること。特に「1対1」ではなく、「多対多」が交流・情報交換を行い、マッチングの可能性や継続性を高める工夫・内容について提案すること。
- ・実施したアンケート結果は事業報告書に記載すること。アンケートの項目等については、委託契約後、受託者が作成し、両者協議の上、詳細を決定する。
- ・参加者ネットワーク・関係者リストは、本市職員や支援機関等が新たなネットワークの構築やスタートアップの創出・成長支援に活用することを想定し、各VCや支援機関等の協力も得ながら作成すること。

<想定>

■参加者

- ・首都圏：VC・投資家、金融機関、支援機関・インキュベーション施設関係者 等
- ・京 都：大学・研究者、ディープテック系スタートアップ、VC・投資家、金融機関、支援機関 等

■内容

- ・京都の有望な大学研究シーズの発表
- ・京都の大学発ベンチャー・ディープテック系スタートアップによるピッチ
- ・京都のスタートアップ支援者、大学等によるピッチ
- ・交流会 等

ウ 会員サロンの形成

- ・本市職員による継続的な運営を想定し、効果的な枠組みや運営手法等を提案すること。
- ・会員は、東京及び京都で開催する交流イベント参加者を対象とし、本市と協議のうえ決定すること。ただし、本事業の目的を達成するのに有益なVCや支援機関等である場合は、この限りではない。
- ・会員サロンの設立は、令和7年1月に京都で開催予定の交流イベント時を目安とする。
- ・ネットワーク・関係者リストは、本市職員や支援機関等が新たなネットワークの構築やスタートアップの創出・成長支援に活用することを想定し、各VCや支援機関等の協力も得ながら作成すること。

エ 京都の大学における研究シーズ発掘・起業セミナーの開催

- ・令和6年9月から12月の間で、2回以上実施すること。
- ・理系学部を有する大学を中心に、本市職員とともにヒアリングを実施し、事業化・起業支援に積極的な大学において開催すること。ただし、開催する大学の関係者に限らず、いずれの大学の関係者も参加できるよう調整すること。
- ・セミナーは、大学の研究者や大学で事業化・起業を支援している事務局担当者等を対象とし、起業マインドを醸成する内容とすること。合わせて起業・資金調達等に係る相談会を実施すること。
- ・大学関係者と連携し、有望な研究シーズや起業に関心のある研究者等を抽出すること。

(3) 実施期間

契約締結日から令和7年3月31（月）まで

(4) 事業実施報告

本業務終了後、令和7年3月31日までに、報告書を提出すること。報告書作成にあたっては、本業務結果の分析内容を踏まえたものとともに、チラシ等、本業務の推進にあたって作成した成果物を添付すること。

5 成果物

事業終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本2部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

- (1) 実績報告書
- (2) 交流イベント参加者及び会員サロン参画者に係るネットワーク・関係者リスト

例：VC→投資先リスト、インキュベーション施設→入居者リスト
アクセラレーター→支援先リスト スタートアップ→出資元・提携先 など

- (3) 収支決算書

※ 報告書には、実施概要、事業効果、課題とその対策を記載すること。なお、実施概要及び事業効果は、可能な限り定量的に記載すること。

- (4) 本事業で取得、利用又は作成した資料

- (5) その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

6 契約要件

- (1) 契約の形態

委託業務

- (2) 委託金額の上限

14,300千円（消費税及び地方消費税込）

- (3) 支払い

受託者からの請求により支払う。原則精算払いとするが、必要に応じて前金払いを認める。

- (4) 対象経費

本事業を遂行するために必要な経費であり、通常事業と区別して経理することが可能な経費とする。

ア 人件費

イ 交通費

ウ 会場賃借料

エ 謝金

オ 消耗品費

カ 広報費

キ 通信運搬費

ク 委託費（ただし、一括再委託は除く。）

ケ アルバイト賃金

コ その他、本事業の遂行に必要と認める経費

- (5) 対象外経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得又は借上に要する経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

- エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- オ 打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費
- カ その他、本事業との関連が認められない経費

7 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、月に1回以上、本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、本業務に係るVCやスタートアップ等との打合せは、本市の職員も同席を行う想定で、日程を調整すること。
- (4) 該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が事業実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (5) 共同事業体で本事業を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (6) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (7) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (9) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本事業により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (10) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (11) 本事業により生じた収入については、本市が収入するものとする。ただし、商店街等が販売する商品・サービス等の売上については対象外とする。
- (12) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。